

種の保存法在り方検討会（第1回～第4回）における主な委員意見

報告書骨子（案）の 該当箇所	主な委員意見
全体	<ul style="list-style-type: none"> 種の保存法は、捕獲・採取規制はしっかりしている一方、生息・生育地の保全は、非常に限られた地域でしか指定・運用できていない。保護増殖事業は強制力がない。そこが種の保存法の弱点。
1. 生息・生育の場の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ハビタットの劣化が減少要因である種の分布や、保護区によるカバー状況の分析も必要。 ・他法令による制度との連携について検討すべき。 ・国立公園や自然共生サイトから外れる場所において、かつ移動性や潜在的な生息可能地が小さい生物への対応が必要。 ・複数の希少種を包含するホットスポットに対応していくことも必要。 ・複数種が守られる場所だけでなく、絶滅のおそれが高い特定の種のため確実に抑えるべき場所の抽出も重要。 ・土地所有者等に保全措置を求める場合、お願いベースでは難しく、制度的担保を法律の中にどう組み込むかが重要。 ・規制については土地所有者等の権利保護とのバランスを図った仕組みを 考える必要がある。 ・損失補償規定を活用することも必要。 ・既存の生息地等保護区の制度がニーズに合っているか、他法令との組み合わせでもカバーできない部分があるかの議論・整理も必要。 ・事業者への勧告などを実装する場合、対象を種ではなく区域で定める考え方もある。 ・生息地等保護区指定の運用に係るマニュアルや規定を整備し、現場が動ける体制を作ることも必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の特別保護地区以外のように、捕獲規制を伴わない保護区もある。どの種にどの様な保護区制度を充てるべきかも検討してはどうか。 ・特定第二種では、二次的自然の管理が可能で捕獲規制がない場所、捕獲規制がかかる場所の2段階の規制も検討してはどうか。 ・規制によらない保護策として土地収用も考えられる。
<p>2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為が行われる前のできるだけ早い段階で介入できる措置が必要。 ・開発事業者にとっても無謀な開発はマイナスなので、保全すべき区域をきちんと示すべき。 ・(環境省の既存の分布調査について) 怪しい情報も混じっているので、精査のための事業や予算について検討してもらいたい。 ・レッドリストの検討の時に引用できるような情報の集約化・データベース化をしてもらいたい。 ・種の保存法の中で、少なくとも指定種あるいはそれに近い状態の希少種については情報を収集できるようにしてほしい。 ・生息地等の情報を秘密にすることによるネガティブな影響が出ている実例がいくつかありそうなので、それも念頭において、公開範囲を要検討。 ・(希少種の生息/生育情報は) 非常にセンシティブな問題があり、在り方検討の中で全ての整理ができるとは思えないので、別途対応すべき。 ・種の保存の目的に資するよう、情報収集と併せて情報を提供した際に開発により介入できる仕組みを検討すべき。
<p>3. 民間等と連携した保全活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物園の生息域外保全への役割は大きい。認定園に申請したのは JAZA 加盟園館の一部に留まるので、より参加できる制度にすべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定希少種保全動植物園の定義が法律上ないため、認定された園がどのような公的な地位になるのかわからない。 ・ 認定希少種保全動植物園の一覧の公表方法が分かりにくく、社会的な信頼を与えるという観点からは機能していない。法整備以前に改善すべき。 ・ 複数園館による希少種の保全管理計画の認定制度案は、種ごとの手続きなので、種ごとのネットワークとして保護増殖事業に近くなるのではないか。 ・ 認定園申請に必要な書類が多い、審査期間が長いなどの課題により、ネガティブな評判が広がった。申請ハードルが下がれば申請園館も増える。 ・ 施設間の動物の移動の手続きを楽にして、実際に作業をする担当者の負担を減らすことが一番重要。 ・ 保護増殖事業計画策定後の事業効果が確認できないのは良くないため、生息/生育状況や事業効果の確認についての支援の方法を検討すべき。
<p>4. 国と自治体との適切な役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法と条例での重複は悪いことではないが、保護のための資源が限られており、国全体としてのマネジメントを踏まえると、制度的な手当は要検討。 ・ 保護区指定は環境省だけでの対応は困難なので、都道府県や市町村での条例とリンクして、開発への指導や許可がしやすいようにできないか。 ・ 希少種保全はオールジャパンの話だが、自治体の自己財源での継続は心もとないため、自治体に取り組んでもらうスキームを要検討。 ・ 現行の国の事務を自治体に委託するのであれば、法改正に際して論拠を明らかにする必要がある。 ・ 自治体の責務が種の保存法に明記されておらず、法律と条例の制度的連携が図れていない状況にあるという問題は、とても重要な指摘。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が非常に多様なので、統一は難しいかもしれないが、条例を整理し、手続き面もより厳格にしている必要がある。
<p>5. 社会状況の変化に対応した譲渡し等規制の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養者の死亡・入院等で譲渡困難となる事案があり、合法的な受皿の検討が必要。 ・ 一時預かりや許可対象拡大は、管理主体・期間・緊急性の定義を明確化すべき。 ・ 登録票制度の周知が不十分であるため、まず制度運用と情報提供の徹底を優先すべき。 ・ 個人・NPO への受入れ拡大は、監督や金銭授受の確認を含め慎重な設計が必要。 ・ 犬猫の保護ビジネスや多頭飼育崩壊の教訓も踏まえ、不適切取引防止の視点が重要。 ・ 輸入量と登録数の差など実態把握を進め、事案類型別に制度設計を検討すべき。 ・ 個体福祉の悪化を防ぐ観点から、譲渡し等を認める目的設定の整理が重要。 ・ 小型・高齢・疾病個体では識別措置が困難で、福祉に配慮した基準整理が必要。 ・ 代替手法の一律導入は困難で、種や個体特性に応じた現実的対応を検討すべき。 ・ 個体識別措置の要否や方法は、繁殖状況・流通実態の調査を踏まえ見直すべき。 ・ 登録票と個体の対応関係は制度の根幹であり、実効性ある登録運用を維持すべき。